

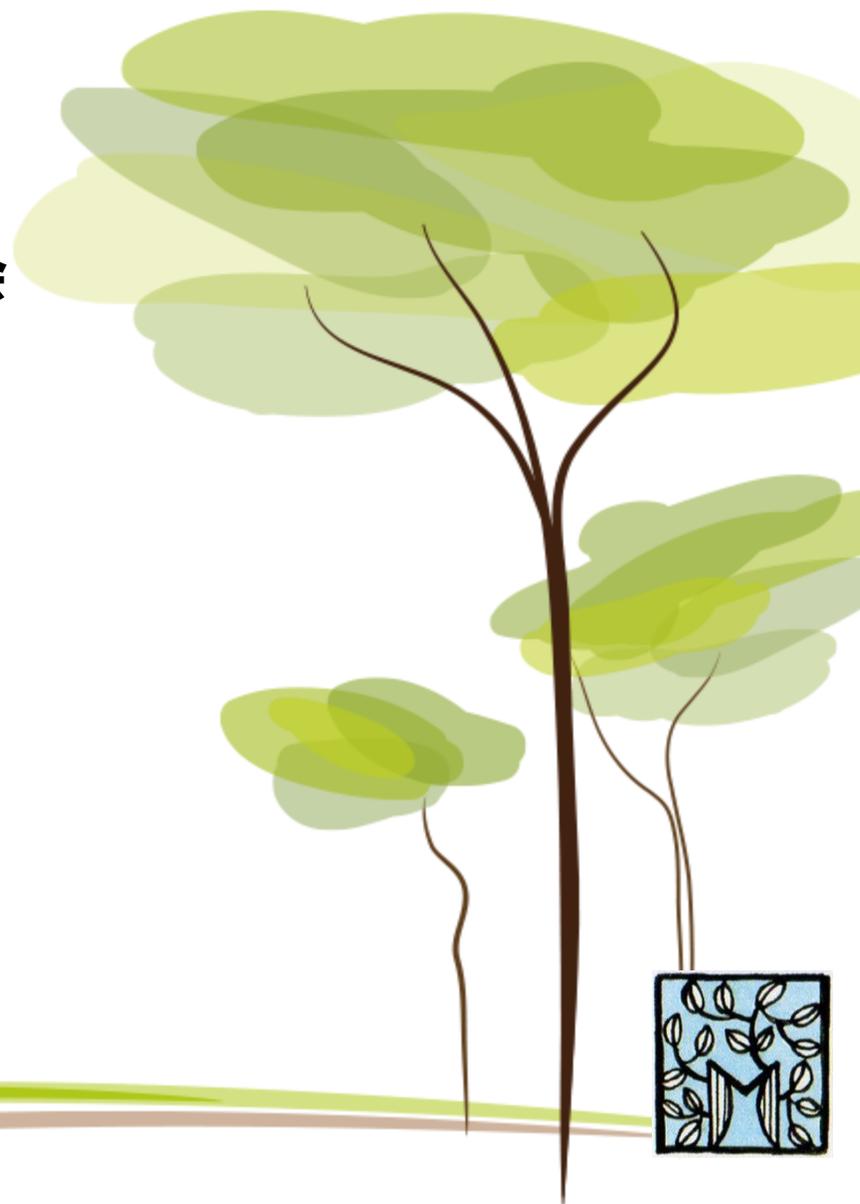


**令和2年10月16日  
第103回『新宿食支援研究会』勉強会**

**地域をつなぐ食支援  
～ケアマネジャーの視点から～**

**株式会社モテギ  
モテギケアプランニング新宿**

**主任介護支援専門員  
森岡 真也**



# 自己紹介



**森岡 真也**

**株式会社モテギ**

**新宿ケアセンター長**

**モテギケアプランニング新宿 管理者**

**ケアマネジャーネットワーク新宿連絡会 副代表**

**一般社団法人つどいの駅 副理事長**

**新宿区介護サービス事業者協議会 運営委員**

**目白大学非常勤講師 他**

**社会福祉士・介護福祉士**

**主任介護支援専門員**





# 地域課題×食支援 (株)モテギ新宿ケアセンターの取り組み




**今年もやります 第2回!**


## 地域交流イベント

### 70野球オールスター戦 観戦のついで


 大好評につき、年に1回の70野球オールスター戦を  
 皆さまとTVで観戦する夕涼み会を今年も開催します。

飲み物やおつまみ(有料です)もご用意しておりますので  
 地域の皆様と交流を深めながら楽しく盛り上がりましょう!

**場所:** テイサービスあおぞら 新宿区上落合1-9-11  
 レミコ学院ビル2F

**日時:** 平成30年7月13日(金) 19:00~21:00

※お申し込みの際は、ご都合の良い人数に限りがありますのでお早めにお申し込みください。  
 (お申し込みは先着順となります。)

※当日は飲み物・おつまみ(有料)をご用意いたします。アコースティックライブも行いますので、お楽しみください。  
 会場にはお土産もご用意しております。





お申込み、お問い合わせは下記まで  
お願います。

(株)モテギ 新宿ケアセンター  
 TEL:03-6338-6997  
 FAX:03-6338-6987  
 所属: 唐山 まで

※電線に掛かると、お申し込みが確認できません。

会場でお待たせしております!

---

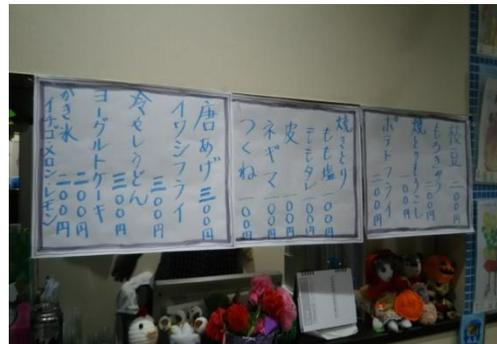
地域交流イベント「70野球オールスター戦 観戦のついで」

**参加** **不参加**

**所属: おま前**

FAX:03-6338-6987

〇をつけていただき、お申し込みください。



# 地域課題×食支援 (株)モテギ新宿ケアセンターの取り組み



## 食支援サポーター

養成講座



最期まで口から食べる。そんな当たり前のことができなくなったらどうでしょう。栄養状態が悪くなり、体力が低下、肺炎などで入院してしまうと口から食べられなくなってしまうことがあります。

しかし、その前にやることはあります！多くの方が「食」に対する知識と理解を持てば最期まで食べられる社会ができるのです。食支援サポーターは「最期まで口から食べられる街づくり」の主役なのです。

★新宿区落合地区で食支援サポーター養成講座を開催します！！★

開催日時：平成31年2月15日（金）18:00-19:30

開催場所：デイサービスあおぞら

新宿区上落合1-9-11レミコ学院ビル2階

定員：30名 会費：無料！！

講師：五島朋幸（ふれあい歯科ごとう 歯科医師）

齊藤直裕（ファークロス薬局新宿 薬剤師）

矢作さくら（薬樹薬局飯田橋 管理栄養士）

お申込み：☎03-5338-6997 (株)モテギ新宿ケアセンター 森岡苑

✉motegi-shinjuku@mountain.ocn.ne.jp





PART 1

# 介護の相談はどこにする？

# 介護の相談はどこにする？



## ★家にいる

- ・介護保険サービスを利用していない⇒**地域包括支援センター**
- ・介護保険サービスを利用している⇒**担当のケアマネジャー**

## ★入院している

⇒**病院の医療ソーシャルワーカー、退院支援看護師**など

## ★入所している

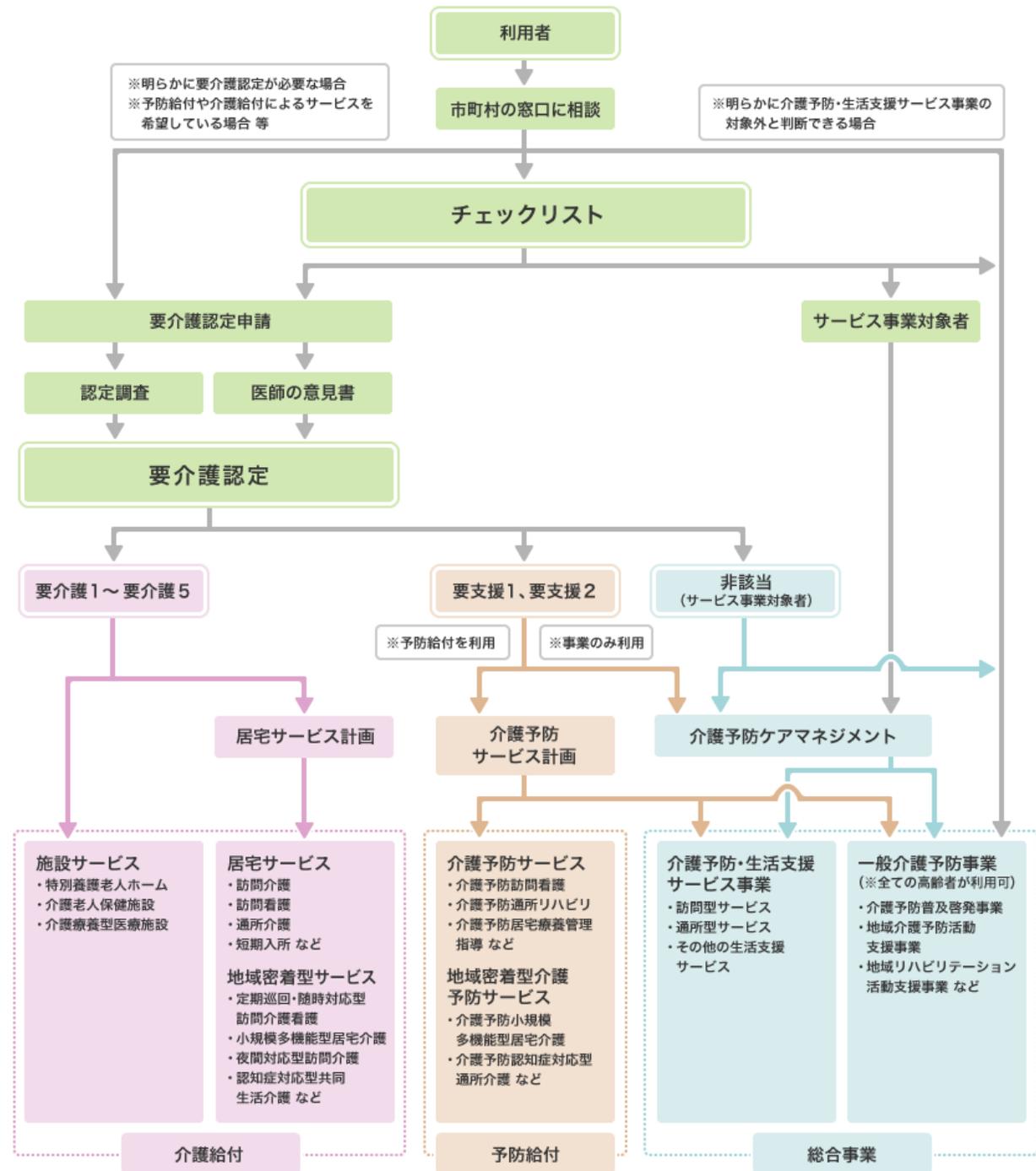
⇒**入所先の相談員**など

## ★どこに相談してよいかわからない、セカンドオピニオンとして

- ・公的な相談窓口⇒**地域包括支援センター**
- ・民間の相談窓口⇒**暮らしの保健室**など

# 介護認定の流れ

一次判定(コンピューター)+認定調査  
特記事項・主治医意見書⇒介護認定  
審査会



# チェックリストの項目(25項目)=フレイルのチェック項目



- ①バスや電車で、一人で外出していますか
- ②日用品の買い物をしていますか
- ③預貯金の出し入れをしていますか
- ④友人の家を訪ねていますか
- ⑤家族や友人の相談にのっていますか
- ⑥階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか
- ⑦椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか
- ⑧15分位続けて歩いていますか
- ⑨この1年間に転んだことがありますか
- ⑩転倒に対する不安は大きいですか
- ⑪6ヶ月間で2kgから3kg以上の体重減少がありましたか(↓栄養状態)
- ⑫身長(cm)と体重(kg)およびBMI
- ⑬半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか(↓口腔機能)
- ⑭お茶や汁物等でむせることがありますか
- ⑮口の渇きが気になりますか
- ⑯週に1回以上は外出していますか
- ⑰昨年と比べて外出の回数が減っていますか
- ⑱周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか
- ⑲自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか
- ⑳今日が何月何日かわからない時がありますか
- ㉑(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない
- ㉒(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった
- ㉓(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる
- ㉔(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない
- ㉕(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする

- ★①～⑳までの20項目のうち10項目以上に該当(複数の項目に支障あり)
- ★⑥～⑩までの5項目のうち3項目以上に該当(運動機能の低下)
- ★⑪.⑫の2項目のすべてに該当(低栄養状態)
- ★⑬～⑮までの3項目のうち2項目以上に該当(口腔機能の低下)
- ★⑯.⑰の2項目のうちNo.16に該当(閉じこもり)
- ★⑱～㉑までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当(認知機能の低下)
- ★㉑～㉕までの5項目のうち2項目以上に該当(うつ病の可能性)



# 要支援者(事業対象者)/要介護者のケアプラン



## 要支援者(事業対象者)

地域包括支援センター職員が介護予防ケアプランを受け持つ  
(指定居宅介護支援事業者に委託をすることができる)

## 要介護者

指定居宅介護支援事業者のケアマネジャーがケアプランを受け持つ

※施設系サービスの利用者は施設のケアマネジャーがケアプランを受け持つ

※小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の利用者は  
当該事業所のケアマネジャーがケアプランを受け持つ

# 地域包括支援センター (新宿区では高齢者総合相談センター)



- 生活の中で、困っていることや心配なことなど、様々な相談に総合的に応じます。
- 介護保険やその他の保健・福祉のサービスの紹介と利用手続きの援助をします。
- 介護予防に関する支援をします。介護保険の認定結果が要支援1、2と認定された方や、介護が必要となるおそれが高いと判断された方のために、介護予防ケアマネジメントを行います。
- 高齢者の方への虐待に関する相談に応じます。
- 認知症などの病気で、判断能力のなくなった方に対し、成年後見制度の利用手続きの援助をします。

(新宿区役所ホームページより)

## (まとめ)地域包括支援センターの役割



- **総合相談支援業務**
- **介護予防ケアマネジメント**
- **権利擁護業務**
- **ケアマネジメント支援**
- **地域ケア会議**

# 介護支援専門員(ケアマネジャー)



- 介護サービス計画(ケアプラン)の作成、居宅サービス事業者や介護保険施設等との連絡調整を行うなど、介護サービスが適切に利用されるために不可欠な専門職。
- 指定居宅介護支援事業者といわれるケアプラン作成事業者や特別養護老人ホーム等の介護保険施設等では、介護支援専門員を必ず置かなければならないとされている。
- 介護支援専門員として仕事をするためには都道府県が実施する「介護支援専門員実務研修」を受講し登録する必要があり、研修を受講するために「介護支援専門員実務研修受講試験」に合格しなければならない。
- 保健、医療、福祉に関して一定の資格(医師、歯科医師、薬剤師、看護師、社会福祉士等)や就業経験を持っていて5年以上900日の実務経験があれば、実務研修受講試験の受験資格を得ることができる。
- 介護支援専門員の職務として、要介護認定の調査に従事する場合がある。
- 常に公正中立な立場として、利用者と各種サービスを結び付けられるかが問われている。

## 介護支援専門員(ケアマネジャー)

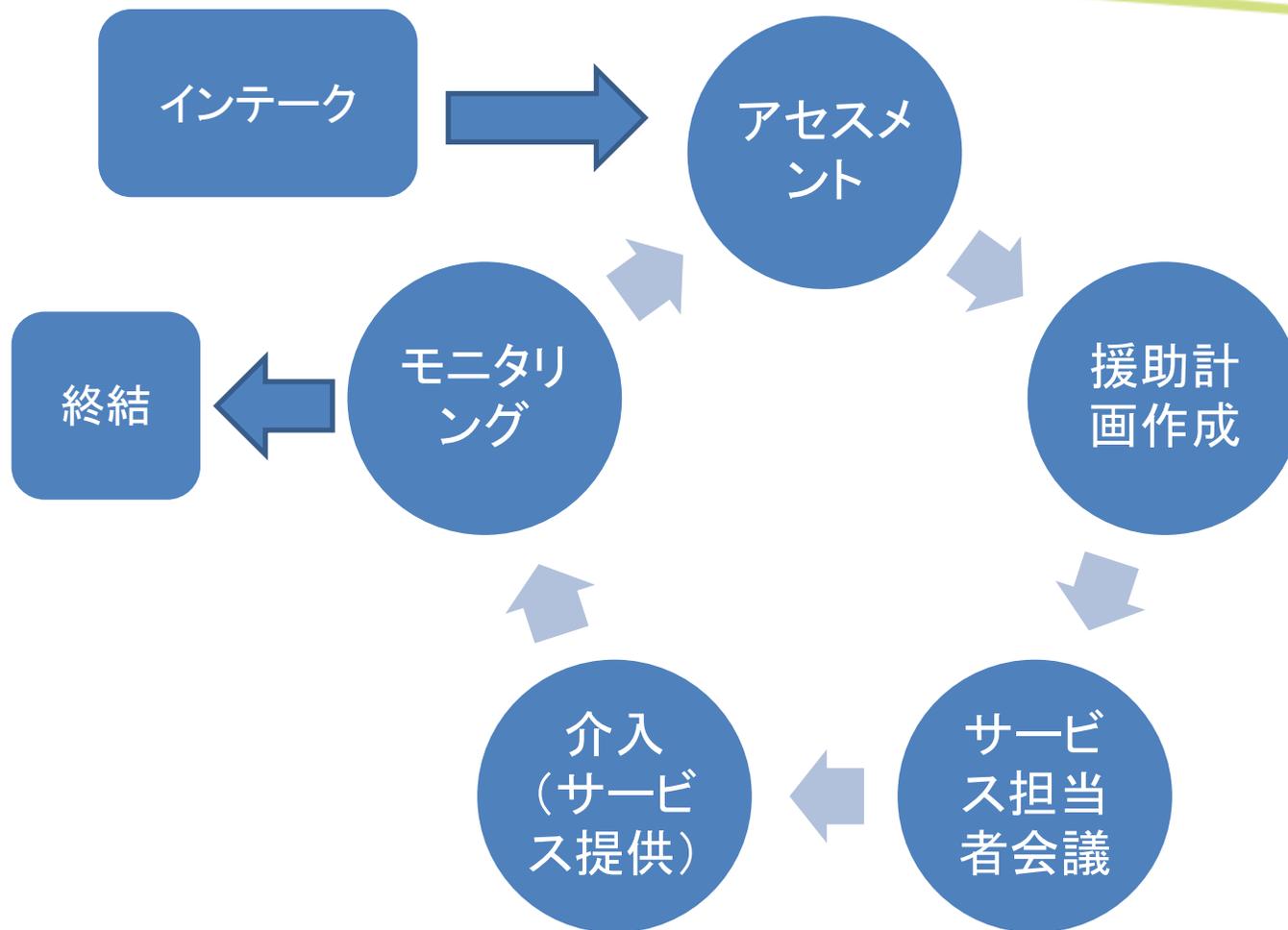


介護の知識を広く持った専門家で、利用者に適したケアプランを作成し、利用者とサービス提供事業者の間に立って連絡調整をする「介護保険の道先案内人」です。

(ハートページ 新宿区版より)



# ケアマネジメントの展開



# 暮らしの保健室



- 全国に様々な運営形態で50ヶ所以上ある(第1号は新宿区戸山)
- 訪問看護師がはじめた事業、相談を受けるのは主に看護師
- イギリスのマギーズセンターの影響を受けて設立



PART 2

# 介護保険の基礎知識

# 介護保険法



## 介護保険法(平成9年法律第123号)

(目的)第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる**よう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(国民の努力及び義務)第4条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して**常に健康の保持増進に努めるとともに**、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、**その有する能力の維持向上に努めるものとする**。2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

## (まとめ)介護保険の基本理念



- **自立支援**
- **尊厳の保持**
- **介護予防**
- **能力の維持向上**



# 介護予防の概念



## 一次予防

生活機能の維持向上

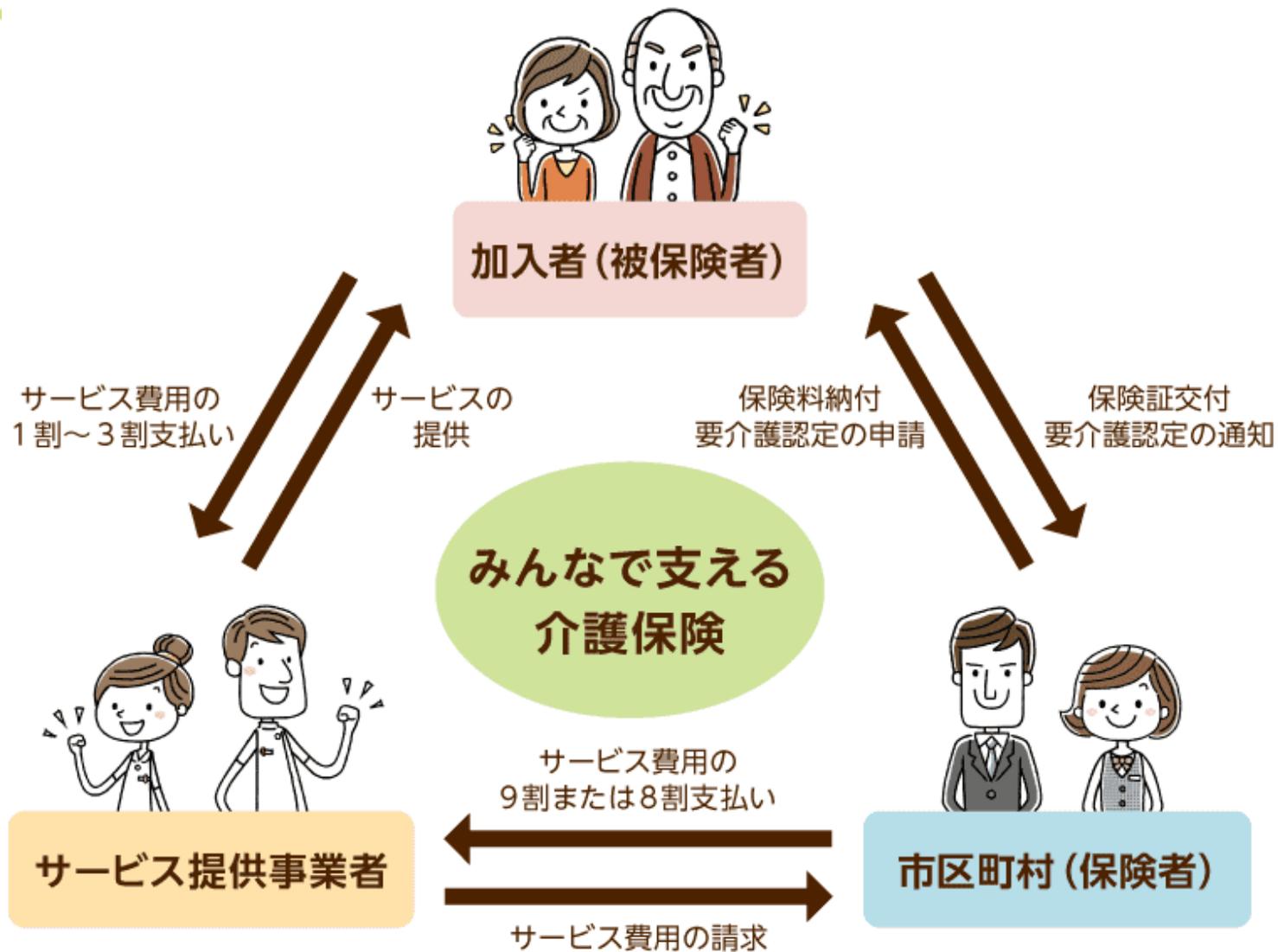
## 二次予防

生活機能低下の早期発見、早期予防

## 三次予防

要介護状態の改善、重度化の予防

# 介護保険の仕組み



## 介護保険の区分支給限度額(めやす)



状態区分	支給限度額	利用者負担		
		1割	2割	3割
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

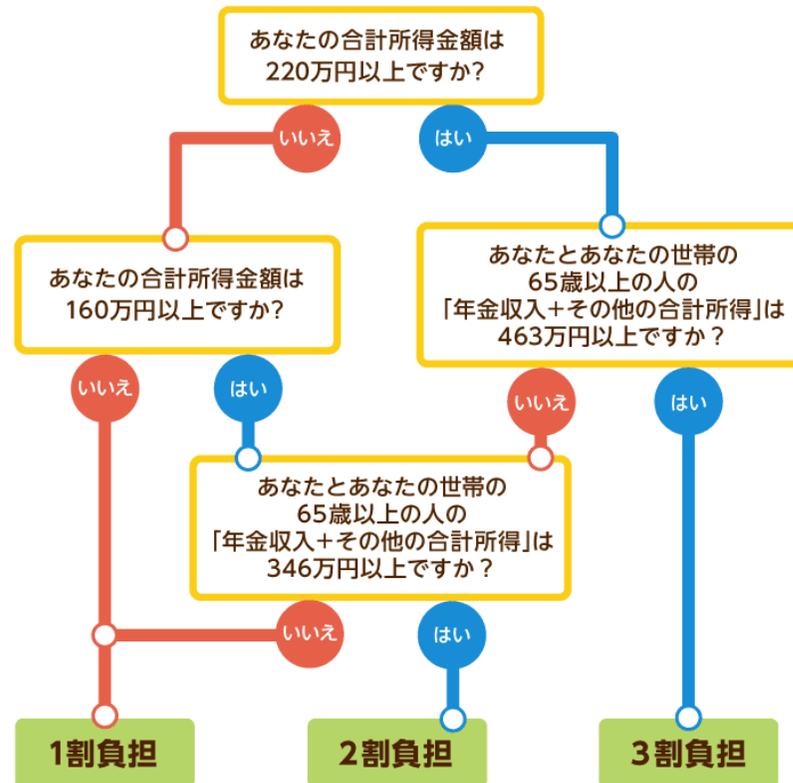
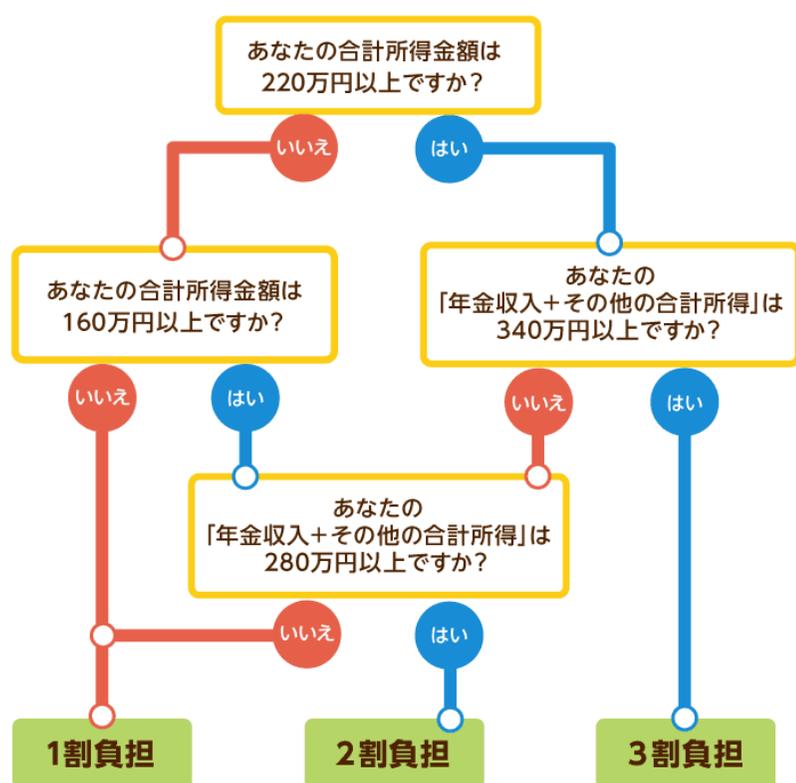
- ・限度額を超えて利用した場合には自己負担になる。
- ・実際の支給限度額は、単位で決められており、サービス提供事業者の所在地やサービスの種類によって1単位あたりの報酬額が異なる。この表は1単位当たり10円で計算。
- ・区分支給限度額に含まれないサービスや加算も一部あり。

# 介護保険の負担割合



## 世帯に65歳以上の方が1人の場合(単身者含む)

## 世帯に65歳以上の方が2人以上の場合



※第2号被保険者、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は1割負担

※介護保険負担割合証(毎年8月～翌7月末が有効期間)で確認する

# 介護保険サービス【居宅サービス】



- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導(医師、歯科医師、歯科衛生士、  
薬剤師、管理栄養士等)
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護(ショートステイ)
- 短期入所療養介護(医療型ショートステイ)



# 訪問介護の行う仕事



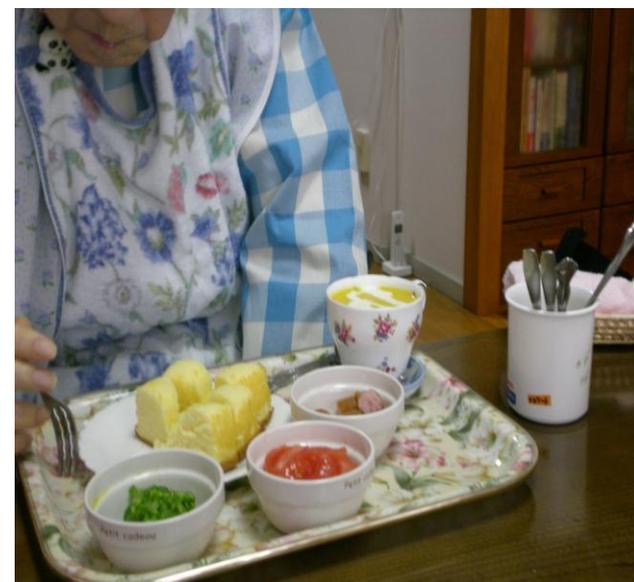
- 『身体介護』に該当する仕事

排泄介助、食事介助、特段調理、清拭、部分浴、全身浴、洗面、身体整容、更衣介助、体位変換、移動・移乗介助、通院・外出介助、起床・就寝介助、服薬介助、自立支援

- 『生活援助』に該当する仕事

掃除、洗濯、ベッドメイク、衣類整頓・補修、調理・配下膳、買物・薬とり

★訪問介護事業所には、ヘルパーの指導や連絡調整を行う**サービス提供責任者**が配置されている



# 介護保険サービス【地域密着型サービス】



- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型通所介護(定員18名以下)
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護(定員29名以下の有料老人ホーム)
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(定員29名以下の特別養護老人ホーム)

地域密着型サービスは市区町村が指定権限を持つ



# 介護保険サービス【施設サービス】



- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設(療養病床)
- 特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム、ケアハウス等)

☆新宿区の特別養護老人ホーム申し込みについて  
(自治体によって申し込み方法が異なる)

- 原則要介護3以上の方が対象
- 区内8ヶ所、区外23ヶ所から第3希望まで選ぶ
- 年4回、入所順位が出る



## 介護保険サービス【福祉用具・住宅改修】



- **福祉用具貸与**(要支援・要介護1の方は借りられないものがある)

車椅子・車椅子付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・特殊寝台・特殊寝台付属品・認知症老人徘徊感知器・移動用リフト(ここまで原則要介護2以上)  
手すり・歩行器・歩行補助杖・スロープ・自動排泄処理装置(便吸引は原則要介護4・5のみ)

- **特定福祉用具販売**(1年間10万円限度)

腰掛便座、入浴補助用具、移動用リフトのつり具部分、自動排泄処理装置の交換可能部品、簡易浴槽

- **住宅改修**(一人20万円まで、分割利用可能、要介護度が3段階以上上がった場合や転居した場合は再度給付可能)

段差解消、畳⇒フローリング交換、洋式便器への取り換え、手すりの取り付け、ドアの引き戸等への取り換え

# フォーマルサービスとインフォーマルサービス



## フォーマルサービス

- ・制度化された社会資源。医療、行政、介護保険、公的サービスを提供する民間組織によるサービス。
- ・特徴：サービス適用に関する評価基準、利用手続き等が設定されている。安定した継続性あるサービス供給、専門的なサービス供給が期待できる。利用者に対する柔軟性が課題となる。

## インフォーマルサービス

- ・その人にとってその人らしい生活に寄り添う医療・行政・介護保険サービス以外のサービス。
- 制度化されていない社会資源。民間サービス、家族によるサポートなど。具体的には、親戚、友人、知人、近隣の人、ボランティア、自治会等。
- ・特徴：サービスの売買、小売店サービスや、利害関係を含まない愛情や善意を中心にサービスが成立され、柔軟なサービス提供ができる。継続性、安定性、専門的ノウハウが弱い。

# フォーマルサービスとインフォーマルサービス 【配食サービス】



- **新宿区高齢者配食サービス(区高齢者支援課)**
  - 一人暮らしの方または65歳以上のみの世帯の方対象
  - 1食500円、1セット10枚の券を購入
  - 平日(月)~(金)昼食のみ
  - H30年度からは委託業者1か所(ライフデリ)
  - おかずの刻み、おかゆ食は対応可能、常温
- **民間の配食サービス**
  - 1食の値段はさまざま
  - 1日3食の提供を行っているところから1食のみのところまで
  - 普通食、カロリー・塩分調整食、たんぱく・塩分調整食  
透析食、消化にやさしい食、やわらか食、ムース食など
  - 常温、チルドのところがある
  - 服薬見守りや電球取り換えなど、訪問時にちょっとしたサービス提供



# 移動スーパー とくし丸の話



- 徳島県から始まった軽トラックで地域を回る移動スーパー
- 全国200台以上販売車が動いている
- 新宿区では丸正が運営
- およそ300品目、スーパーで取り扱っている商品を積んで各ご家庭や施設を訪問
- 家庭は週2回、施設は要望に応じて週1回～月1回訪問して販売を行っている
- 訪問地では販売車の荷台を開け、音楽を流して販売を行う
- 前日の夕方に訪問宅に電話をして、当日欲しいものを聞くことも行っている  
(新宿区限定)





PART 3

# 食支援における連携の実際



PART 4

# 食支援における連携とは

## 食支援とは



- 本人、家族に口から食べたいという希望がある、もしくは身体的に栄養ケアの必要がある人に対し、
- 適切な栄養管理、経口摂取の維持、食を楽しんでもらうことを目的として
- リスクマネジメントの視点を持ち、適切な支援を行うこと

新宿食支援研究会「そしお」



# 食支援におけるチームアプローチ



## 病院NST(栄養サポートチーム)

医師  
看護師  
薬剤師  
管理栄養士  
歯科医師  
歯科衛生士  
臨床検査技師  
臨床工学技士  
理学療法士  
作業療法士  
言語聴覚士  
医療ソーシャルワーカー  
医療事務  
etc

## 在宅の食支援チーム

在宅主治医  
歯科医師  
看護師、保健師  
薬剤師  
管理栄養士  
歯科衛生士  
理学療法士  
作業療法士  
言語聴覚士  
ケアマネジャー  
地域包括支援センター職員  
福祉用具専門相談員  
サービス提供責任者、ヘルパー  
通所介護、通所リハ職員  
配食サービス  
etc

# 食支援におけるチームアプローチ



## 病院NST

- ★基本的に、病院内で構成される。固定チームでの設置が可能。

## 在宅の食支援チーム

- ★在宅での療養者の状況（地域性、環境面、本人の希望等）で構成するため、チームメンバーが固定できない。



- ★チームをコーディネートする職種が必要不可欠。相談援助職の役割となることが多い。

# 地域食支援の担い手(専門職)



	医師	看護師	薬剤師	歯科医師	歯科衛生士	管理栄養士	ST	PT OT	ケアマネ	ヘルパー	福祉用具	配食
全身の管理	■	■	■						■			
栄養管理	■	■	■	■	■	■						
口腔環境整備(義歯製作、調整など)				■	■							
口腔ケア		■		■	■	■	■			■		
摂食、嚥下リハビリ	■	■		■	■		■					
食事姿勢の調整		■		■	■	■	■	■			■	
食事環境調整						■	■	■	■	■	■	
食事形態の調整				■	■	■	■		■			
食事作り						■			■	■		■
食事介助						■			■	■		

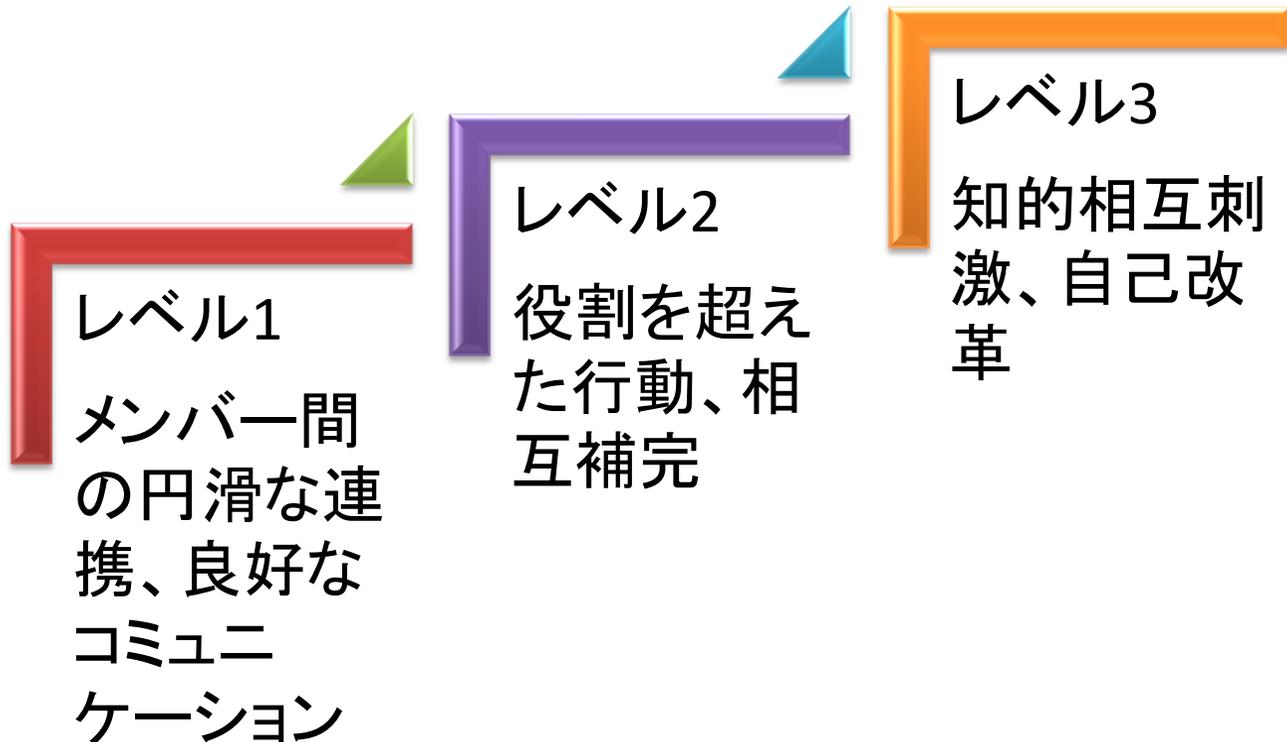
最期まで口から食べられる街、新宿  
新宿食支援研究会

## 多職種の食支援チームが機能すると



- 多方面における、本人、家族への期待する効果大
- 各職種の専門分野以外の効果(体調不良の早期発見、家族の精神面等の変化に早めに気づける、介助面の工夫、緊急対応等)
- 専門分野を各専門職に任せることによって、他の問題に今まで以上に時間を割ける専門職が出てくる

# チームワークの3つのレベル（古川2004）



# 在宅におけるチームアプローチで重要なこと



## ① 本人、家族の希望に寄り添えるチームの構成

腕と腹のみえる連携

## ② 本人、家族とチームの合意、意思統一

サービス担当者会議の活用

## ③ 多職種が有機的に関わられるよう、日々の連携をスムーズに行う

連携のツール